

生少甲達第 14 号
警務甲達第 38 号
生企甲達第 31 号
生地甲達第 36 号
刑搜…甲達第 36 号
平成16年10月13日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第30号。別添。以下「改正法」という。また、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律を「法」という。)は、本年4月14日に公布され、一部の規定を除き、同年10月1日から施行された。

改正の趣旨、要点及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

児童虐待が引き続き頻発している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行うこととしたものである。

第2 改正の要点

1 児童虐待の定義（法第2条関係）

保護者以外の同居人による虐待の保護者による放置及び児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待であることが明確にされた。

2 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防等を行うため、関係省庁相互間等の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないものとされた。

(2) 国及び地方公共団体は、児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

また、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を適

切に行うことができるよう、これらの職務に携わる者について、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

- (3) 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされた。

3 児童虐待の早期発見等（法第5条関係）

- (1) 児童の福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待の早期発見に努めなければならないこととされた。

- (2) 児童の福祉に業務上関係のある団体及び児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。

- (3) 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対し、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこととされた。

4 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

市町村、児童相談所等に通告しなければならない通告対象児童の範囲が、児童虐待を受けたと思われる児童に拡大された。

5 通告又は送致を受けた場合の措置（法第8条関係）

市町村、児童相談所等が児童虐待に係る通告等を受けたときは、児童との面会その他の手段により、当該児童の安全の確認等を速やかに行うよう努めるものとされた。

6 警察署長に対する援助要請等（法第10条関係）

- (1) 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、必要に応じて適切に、援助を求めなければならないこととされた。

- (2) 援助の求めを受けた警察署長は、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。

7 児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

児童虐待を行った保護者に対する指導は、親子の再統合への配慮その他の児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならないこととされた。

8 面会又は通信の制限等（法第12条の2関係）

児童について同意入所等の措置が採られた場合において、保護者が当該児童の引渡し又は面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合に再び児童虐待が行われ、又は当該児童の保護に支障を来たすと認めるときは、児童相談所長は強制入所等の措置を要する旨の報告を都道府県知事に行うに至るまで、児童に一時保護を行うことができることとされた。

9 児童虐待を受けた児童等に対する支援（法第13条の2関係）

- (1) 市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされた。

- (2) 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童が充分な教育を受けられるよう、

教育の内容、方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととされた。

- (3) 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就職の支援その他の児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じなければならないこととされた。

10 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、平成16年10月1日から施行された。ただし、新たに市町村を児童虐待に係る通告先に加える規定に係る部分（法第6条及び第8条関係）の施行期日は、児童福祉法の一部を改正する法律（未成立）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日とされた。

11 検討（改正法附則第2条関係）

児童虐待の防止等に関する制度に関しては、改正法の施行後3年以内に、児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策等について、改正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされた。

第3 運用上の留意事項

法の運用に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について（平成12年生少第37号）及び福井県警察の少年警察活動に関する訓令（平成14年福井県警察本部訓令第37号）によるほか、以下の事項に留意するものとする。

1 児童虐待の早期発見

児童虐待の早期発見、被害児童の早期保護が強く求められている最近の情勢を踏まえ、少年部門のみならず、地域部門、刑事部門、被害者対策部門等の各部門における各種警察活動に際し、児童虐待の発見に努めること。

また、本改正により、児童虐待の定義規定が明確にされたところ、児童が同居する家庭において配偶者に対する暴力が認められる場合については、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることから、配偶者に対する暴力事案を認知した場合には、その行為が児童虐待となる可能性があることに留意すること。

なお、少年の問題行動の背景には児童虐待がある場合もあると考えられることから、街頭補導、少年相談等の少年警察活動に際しては、児童虐待がある可能性を念頭におきつつ、その早期発見に努めること。

2 迅速かつ確実な通告

本改正により、通告義務の対象となる児童の範囲が、「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」にまで拡大され、これにより、児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告の対象となることとされた。このため、例えば、児童が虐待を受けていることが直接確認されていない場合であっても、児童の身体に虐待を受けたことによると考えられるようなあざや傷が認められるなど、児童の言動、外傷その他周囲の事情から合理的に判断して、児童虐待の存在が疑われるときは、時機を失すことなく、確実に通告すること。

3 警察署長に対する援助要請

援助要請については、これまでも、文書をもって事前に組織上の責任者から責任者に対して行うことを原則としてきたところであるが、本改正により、援助を要請する者及び援助要請の相手方が法文上に明示されたことにより、組織として対応することが一層明確にされた。

この趣旨を踏まえ、援助要請を受けた警察署長は、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先として、児童相談所長等との事前協議により、適切な連携と役割分担が実現されるよう援助要請を受けた事案に即して具体的な援助の内容を判断し、適切な措置を講じること。

4 関係機関・団体との連携の強化

最近の児童虐待をめぐる情勢にかんがみ、関係機関・団体との連携については、児童虐待の早期発見及び早期対応のため、関係機関・団体が必要な情報を共有し、共通の認識の下で相互に連携して一体的な対応を行うなど真に実質的かつ効果的な連携が図られるよう一層の取組みの強化を図ること。

特に、福井県内では各市町村において児童虐待防止を目的とする児童虐待防止市町村ネットワークの見直し又は設立を計画しているので、同ネットワークに積極的に参加するなどして、必要な情報交換を行い、各機関・団体がその特性に応じた機能を十分に発揮するよう連携を強めること。

5 指導・教養の徹底

児童虐待事案の認知につながる情報を組織として確実に集約できるよう、全職員に対し、改正の趣旨の周知に努めるとともに、その内容、運用上の留意事項等についてあらゆる機会を活用して指導・教養を徹底し、児童虐待事案の早期発見、児童の保護等に向けた対応が迅速かつ適切に行われるようすること。

6 その他

児童虐待事案（容疑事案を含む。）を認知した場合及び法第10条に基づく援助要請を受けた場合には、福井県警察の少年警察活動に関する訓令の解釈及び運用基準について（平成14年生少甲達第12号）に定める様式に従い少年課長へ報告すること。

また、事案終結までの間、対応状況、経過、関係機関との連携状況等をその都度確實に記録し、所属長の決裁を受けるとともに、必要に応じ少年課長にその写しを送付すること。

平成 16 年 4 月 14 日 水曜日 官 報

第 3831 号

○監査等の防止に関する法律の一部を改正する法律
(O.III) 機関の運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行について(案)

(總 件)

四 次



編集・印刷
独立行政法人国際印刷局

官報法(昭和二十二年三月三十日法律第二百四十九号)の施行に付属する規則の全部を休刊する旨の通達

第三条の措置及び「同項第三号の措置」を「施設入等の措置」に、「同項第二号の措置」を「児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置」に、「同項第二号の指導」を「同号の指導」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を退学する場合には、児童虐待の防止に賛同するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 関及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就職の支援その他児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

第二条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所」に改める。

第八条第二項中「前項の児童の安全の確認又は一時保護を行う児童相談所」を「前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者」に改め、同項を同条第三項として同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行ふものとする。

第十一条第一項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に改める。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)に付する規定による児童相談所への送致を行ふものとする。

第十一条の規定は同法の施行の日から施行する。

第十三条中「児童福祉法第二十七条第一項第三条の措置及び「同項第三号の措置」を「施設入等の措置」に、「同項第二号の措置」を「児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置」に、「同項第二号の指導」を「同号の指導」に改め、同条の次に次の二条を加える。

「同項第二号の指導」を「同号の指導」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を退学する場合には、児童虐待の防止に賛同するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 関及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就職の支援その他児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

第二条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条 児童福祉法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち児童虐待の防止等に関する法律第八条の改正規定中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

内閣總理大臣 小泉純一郎
厚生労働大臣 野沢 太三
法務大臣 坂口 力

(後付)

第一条 児童虐待の防止等に関する制度に関する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法の一部を改正する法律の一一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち児童虐待の防止等に関する法律第八条の改正規定中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

○ 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

（目的）	現行法
<p>第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにから、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。</p>
<p>（児童虐待の定義）</p>	<p>（児童虐待の定義）</p>
<p>第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準する心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 	<p>第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をする」とをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行ふこと。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行つため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行つた保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(新設)

4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(児童虐待の早期発見)

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(新設)

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十五条の規定により通告しなければならない。

(新設)

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

2児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十

五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十二条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条
(新設)

児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十二条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(新設)

(警察署長に対する援助要請等)

第十一条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

2児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認める

(警察官の援助)

第十一条 第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

(新設)

ときは、速やかに、所屬の警察官に、同項の職務の執行を援助するためには必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（児童虐待を行つた保護者に対する指導）

第十一條 児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の

児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

2) 児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3) 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないとときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

（面会又は通信の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）（同法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行つた保護児童との面会又は通信を制限することができる。

（指導を受ける義務等）
第十一條（新設）

児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2) 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないとときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

（面会又は通信の制限）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行つた保護児童について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童

福祉法第二十八条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該児童虐待を行つた保護者が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるとときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三

（新設）

第十三条第一項の規定により児童に一時保護を行なうことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行つた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならぬ。

(新設)

(検討)

第一条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行なうための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。